## エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

〇エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)(対	○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)	(参照法令一覧)
) (抄) ::::	-七号)	
5	(抄)	
:		
:	:	
:		
:	:	
:	:	
:		
:	:	
5	1	

〇エネル ギ 1 (T) 使 用 0 合理化 等に関 する法律 施 行令 (昭 和 Ŧī. + 兀 年 政令第二百 六十 -七号) 沙抄

(特定エネルギー消費機器)

法第百 兀 + 五条第一 項 の政令で定め るエ ネ ル ギ 消 費機 器 は、 次 0 とおりとする。

- 経済産業省令、 乗用自動車 揮 玉 土交通省令で定めるもの 発 油、 軽 油又は液化石油ガスを燃料とするものに限 を除 次条において同じ。 ŋ 輪の もの (側 車付きのものを含む。 無限 軌 道 式 0) ŧ のそ 0 他
- 経済産業省令で定めるも 工 アコンディシ 彐 ナ のを除く。 (暖房 の用に供することができるものを含み、 冷房能力 力 が 五. + 兀 丰 口 ワットを超えるもの及び 水冷 式 0) Ł 0 そ 0 他
- Ξ 照明器具 (安定器又は制御装置を有するものに 限 b, 防 湿燥型の ŧ のその他経済産業省令で定めるものを除く。
- 兀 テレ ビジョン受信機 (交流の電路に使用されるものに限 り、 産業用の もの その 他経済産業省令で定めるものを除く。
- 五. 用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。 複写機 (乾式間 接 静電 式の Ł のに限 り、 日本産業規 格A列二番 (第二十四号及び第二十五号において「A二判」という。 以 上 0 大きさ
- 六 を除く。 電子計算機 (演算処理装置) 主記憶装置 入出力制御装置 及び電源装置がい ず ħ も多重化された構造のものその他経済産業省令で定めるも

七 磁気ディスク装置 (記憶容量が一 ギガバ イト 以 下  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ そ  $\mathcal{O}$ 他 経 済産業省令で定めるものを除く。

八 貨物自動車 (揮発油又は軽油を燃料とするもの に 限 , b 輪  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ (側 車付きの ものを含む。 無限 以軌道式 0) もの そ Ō 他 経 済 産業省令

国土交通省令で定めるものを除く。)

九 ビデオテー プレコー ダ 1 (交流の電路に 使 以用され るも のに限 り、 産業用の ものその他経済産業省令で定めるも 0 を除

電気冷蔵庫 (冷凍庫と一 体のものを含み、 熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。

+ 電気冷凍 庫 、熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるもの を除く。

ストー ブ ( ガ ス又は、 灯油を燃料とするものに 限 b, 開 放式のものその 他 経済産業省令で定めるものを除く。)

十三 ガス調理機器(ガス炊飯器その他経済産業省令で定めるものを除く。)

十四 ガス温水機器(貯蔵式湯沸器その他経済産業省令で定めるものを除く。

十 五 石 油 温 水 機 器 バー ナ 付風呂釜 (ポット 式バーナーを組み込んだものに限る。 その他経済産業省令で定めるも 0) を除

電気 便 座 他 0 給湯 設 備 か ら温・ 水 の 供給を受けるも  $\mathcal{O}$ そ 0) 他 経 済産業省令で定めるものを除く。

自 動販売 機 飲 料を冷蔵又は温蔵 して販売するため 0) ŧ Ō に限 ŋ, 専ら船舶において用いるためのものその他経済産業省令で定めるも

変圧器 (定格一次電圧が六百ボルトを超え、 七千ボ ルト以下のものであつて、 か ~つ、 交流の電路に使用されるものに 限 b, 絶 縁材料とし

てガスを使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。

十九 ジャー炊飯器 (産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

<u>二</u> 十 電子レンジ(ガスオーブンを有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。)

二 十 一 ルーティング機器 ディー・ブイ・ディー・レコーダー (電気通信信号を送受信する機器であつて、 (交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを 電気通信信号を送信するに当たり、 宛先となる機器に至る経路のうちか

り、 通信端末機器を電話 経路の状況等に応じて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能を有するもの の回線を介してインターネットに接続するに際し、 インターネット接続サービスを行う者に (専らインターネットの用に供するものに限 電 話をかけて当該 通 信端

末機器をインターネットに接続するために使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。 )をいう。)

二十三 以上の経路のうちから、 に限り、 スイッチング機器(電気通信信号を送受信する機器であつて、 無線通信を行う機能を有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。)をいう。) 宛先ごとに一に定められた経路に電気通信信号を送信する機能を有するもの 電気通信信号を送信するに当たり、当該機器が送信することのできるこ (専らインターネットの用に供するもの

二 十 四 ファクシミリ送信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械(いずれも乾式間接静電式のものに限り、 複合機 (複写の機能に加えて、 印刷、 ファクシミリ送信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械及び印刷の機 判以上 0) 能に 大きさの用 加えて、 紙 複写 に出

二十五 力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。) プリンター (乾式間接静電式のものに限り、 A二判以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるも をいう。

を除く。)

二十六 ものその他経済産業省令で定めるものを除く。) 電気温水機器(ヒートポンプ(二酸化炭素を冷媒として使用するものに限る。)を用いるものに限り、 暖 (房の用に供することができる

二十七 交流電動 機 籠形三相誘導電動機に限り、 防爆型のものその他経済産業省令で定めるものを除く。

電球 (安定器又は 制 御装置を有するもの 及び 白 |熱電 で球に限 b, 定格電圧が 五〇ボル 卜以 下のものその他経済産業省令で定めるも のを除

彐 ス 冷 蔵 又は 冷凍の 機能を有し ない ŧ 0) その他に 経 済産業省令で定めるものを除く。

消費機器等製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件

(特定エネルギー

消費機器等のエネルギー

- 2 -

第十九条 特定エネルギー消費機器等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。3十九条 法第百四十六条第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入量(国内向け出荷に係るものに限る。)が次の表の上欄に掲げる

第二十二条 第二十一条 三 る特定熱損失防止建築材料の区分に応じ、 二十三 二十九 二十八 二十七 二十六 二十五 二十四 (特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件) (特定熱損失防止建築材料) 複層ガラス(ステンドグラスを用いたものその他経済産業省令で定めるものを除く。) サッシ 真空断熱材その他経済産業省令で定めるものを除く。 断熱材(押出法ポリスチレンフォーム、ガラス繊維(グラスウールを含む。)又はスラグウール若しくはロックウー サッシ 複層ガラス 断 熱材 複合機 電球 ショーケース 電気温水機器 スイッチング機器 交流電動機 プリンター 法第百五十一条第一項の政令で定める要件は、 法第百五十条第一項の政令で定める熱損失防止建築材料は、 (鉄製又は木製のものその他経済産業省令で定めるものを除く。) それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。 五百 七百 十一万平方メートル 九万四千窓 十八万平方メートル 百台 二十万個 千五百台 Ŧī. 千五百台 百台 台 台 年間の生産量又は輸入量(国内向け出荷に係るものに限る。 (エル・イー・ディー・ランプにあつては、二万五千個 次のとおりとする。 が次の表の上欄に掲げ ルを用いたものに限り

 $\bigcirc$ 工 ネ ル ギ 0) 使 用の 合理 化 等に関する法 律 昭昭 和 五. + 兀 年 法 律 第 四 + 九 号) 抄

(エネルギー消費機器等製造事業者等の努力)

第 に 消 工 事業者等」 費機器 百 ネ より、 ギ 費関係性 兀 + ギ 0 0) 兀 部品として又は 量に影響を及ぼ 工 条 ネル 能 とい 消費機器 工 (関係機器に係るエネ · う。 ギ ネ 消 0 ギ は、 費機器等に係るエ 定の条件での使用に際し す 専 消 ものをいう。 基 らエネル 費 本方針 機 器等 ルギ の定めるところに留意して、 ギー消費機器とともに使用される機械器具であつて、 (T ネル ネル 以下同じ。 ·消費機器 ギ ギ 0) 消費されるエ 消 使用 のエネル 費 をいう。 機  $\mathcal{O}$ 器 合理 ギー ネ 以下同じ。 ネ 化に資するよう努め ルギーの量を基礎として評 その製造又は輸入に係るエ 消費性能に関する当該関係機器の性能 ル ギ を消費する 0) 製造又は なけ 機械器具 れば 輸入の事業を行う者 当該エネルギ へをい ならない 価される性能をいう。 ネルギー消費機 . う。 以 消 をいう。 下 同 機器等に ľ 費機器 ( 以 下 以下 つき、 又は 以 「エ 0 使用に 一同じ。 下 一同じ。 ネル 関 工 係 ネ ギ 際 機 0 ル 器 Ì し 又は ギ 消 消 向 費機器 上 費される ネ 消費性 を 工 ネ 図ること 等製造 ル ギ バギー 能 エ 消

ない。 電気の て同じ。 電気を消費する 需要 0 0) 製造又は輸 平 機 準 化 械 器具 係 る性 入の事業を行う者は、 (電 気の 能 0 需要 向上を図ることにより、 の平準 化に 基本方針 で資する ため 0) 電気を消費する機械器具 定めるところに留意して、 の機 能を付加することが 、に係る電気の需要の平準化に資するよう努めなけ その製造又は輸入に係る電気を消費する機械器 技術的 及び経済的 に可 能 なもの に 限 る。 以 下こ 異に れ 0 項 な 0 に お

(エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項)

ネル 消 れ て大量に使用さ 以下同じ。 百四十五条 ŧ に係る 費 能 0 ギー エネルギ 、機器及び 0 しする。 向 特定 ·消費 上を図ることが特に必要なものとして政 関 その 特 性 工 ネル 定 係 能 消 関係 機器 他 性 か 向 我 ギ にあ つ、 上を 能 機 が 国に 等 器 消 つては、 その使用に際し 図ることが特に必要なも 費機器等のうち、 (以下 という。 お いて大量に使 「特定エネル 経済産業大臣 0 相当 向 以用され、 自動 上 ギー 量 の に 及び国 令で定めるもの 車 関 エ 消 0) L (エネル 費機器 ネル として か 工 土交通大臣。 つ、 ネ ギーを消費するエネルギー消 ル 等」 その使用に際 ギー ギ 政令で定めるもの 1 -消費性: という。 消 以 費機器等 以下この 下 能の向 「特定関係機器」とい L 相当 製造事業者等 ごとに、 章及び 上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるも 以 T量 の 下 その 第百六十二条第十項 工 「特定工 ーネルギ :費機器に係る関係機器であつてそのエネ エネルギ 0 判 · う。 断 ネルギー ーを消費するエ 0 こに 基準 消 ·消費機器」 費性能又はエネル となるべ ついては、 べにおい ーネル き事 て とい 同じ。 ギー 経済産業大臣 <u>,</u> 、 う。 を 消費機器であ ギー 定 め、 は 及び 消 **費関係** ールギー 特 自 我 れ 定 を 動 つてその ネ 公表する 国 性 車 消 一及びこ 量関係 にお 能 ル デー る (以

前 項に規定する判 断 0 基準となるべ き事項 は 当 該 特 定 工 ネ ル ギ 消費機器等のうちエネルギ 消費性能等が最も優れているも 0) 0) その

2

変動に応じて必要な改定をするものとする。 ギ 消費性能等、 当該特定 エネルギー 消費機器等に関 でする技 術開 発の 将 来の 見通しその 他 の事情 を勘案して定めるものとし、 これ 5 0) 事 情 0

(性能の向上に関する勧告及び命令)

第 き事 る  $\mathcal{O}$ 入量が政令で定める要件に該当するもの 百四十六条 目標を示して、 項に照らしてエネルギー消費性能等の 経済産業大臣は、 その製造又は輸入に係る当該特定エネルギー エネルギー消費機器等製造事業者等であつてその製造又は輸入に係る特定エネルギ が製造し、 向上を相 又は輸入する特定エネルギー消費機器等につき、 当 程度行う必要があると認めるときは、 消費機器等のエネルギー消費性能等の向上を図るべき旨の勧告をすることができ 当該エネルギー消費機器等製造事業者等に対し、 前条第 一項に規定する判断 消 費機 器等 の基準となるべ 0 生 産量又は そ

2 が 経済産業大臣 は 前 項に規定する勧告を受けたエ ネル ギ 消 費機器等製造事業者等が その 勧告に従わなか つたときは、 そ の旨を公表すること

ものの意見を聴い つた場合において、 経済産業大臣は、 て、 当該特定エ 第一 当該エネルギー 項に規 ネルギー 定する勧告を受けたエ 消費機器等製造事業者等に対し、 消費機器等に係るエネ ネル ギ 1 ルギーの 消費機器等製造事業者等が、 その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 使用の合理化を著しく害すると認めるときは、 正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらな 審議会等で政令で定める

(表示)

3

第百四十七条 を告示するものとする。 家 庭用品であるものを除く。 経済産業大臣は、 以下この条及び次条において同じ。 特 定 エネルギー 消費機器等 (家庭用品品質表示法 に こついて、 特定エネルギ (昭和三十七年法律第百四号) 消 費機器等ごとに、 第 次に掲げる事項を定め 二条第 一項第一号に規定する

次のイ又はロに掲げる特定 エ ーネル デー 消費機器等の区分に応じ、 それぞれイ又は 口に定める事 項

1 示 すべき事 経済産業省令 特定エネル ギ 消 玉 費機器 土交通省令) エネルギー で定めるところにより算定した数値をいう。 消費効率 (特定エネルギー消費機器の 以下同じ。 エネルギー 消費性能として経済産業省令 に関しエネルギー 消費機器等製造事業者等が 自 動 車 に あ つて 表

省 令 定関係機器 玉 土交通省令) 寄与率 で定めるところにより算定し (特定関 係機器のエ ネル ギー た数値 消費関係性能として経済産業省令 をい う。 以下同 L. に関 しエ (自動車に係る特定関係機器にあ ーネルギ . 消 費機器等製造事業者等が表 つては、 公示すべ 経 済産業 、 き 事

\_ 表 示 0) 方法その他エネルギー消費効率又は寄与率の表示に際してエネルギー消費機器等製造事業者等が遵守すべき事

項

## (表示に関する勧告及び命令)

第百四十八条 をすることができる。 は 従 **|輸入に係る特定エネルギー** つてエネル ギー 経 済 消費効率又は 産 屋業大臣 は、 消費機器等につき、 寄与率に関する表示をしてい エ ネルギ - 消費機器等製 その告示されたところに従つてエネルギー消費効率又は寄与率に関する表示をすべき旨の勧告 造事業者等が特定エネル ないと認めるときは、 ギ Ì 当該エネルギー消費機器等製造事業者等に対し、 消費機器等について前条の規定により告示されたところに その製造又

2 ができる 経済産業大臣は、 前 項に規定する勧告を受けたエネル ギー 消 費機器等製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、 そ の旨 を公表すること

3 ŧ 0 た場合において、 のの意見を聴い 経済産業大臣は、 て、 当 第一 ⊺該特定 当該エネルギー 項に規定する勧告を受けたエネル エネルギー消費機器等に係るエネルギ 消費機器等製造事業者等に対し、 ギ ] 消費機器等製造事業者等が、 ーの使用の その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 合理化を著しく害すると認めるときは 正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらな 審議会等で政令で定 かる

(熱損失防止建築材料製造事業者等の努力)

は輸 理化に資するよう努めなければならな 入に係る熱損失防止建 百 1四十九条 入の事業を行う者 建 築物の外壁、 築材料に 以下 窓等を通しての熱の 「熱損失防止建築材 つき、 熱の損失の 防止の 1料製造事業 損失の防 ため 止 の性 者等」 の用に供される建築材料 能 という。 の向上を図ることにより、 は、 基本方針の定めるところに留意して、 ( 以 下 「熱損失防止建築材料」という。 熱損失防止建築材料に係るエネルギ その製造、 )の製造 0 加 江又は 使用 加 工又  $\mathcal{O}$ 輸

(熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準となるべき事項

第百 う。 なるべき事項を定め、 られるものであつて前条に規定する性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの 五十条 については、 熱損失防 経 止 これを公表するものとする。 済産業大臣は、 建築材料 のうち、 特定熱損失防 我が国において大量に使用され、 止 建築材料ごとに、 当該性能の カゝ つ、 建 向 築物にお 上に関し熱損失防止建築材料製造事業者等 V て熱の損失が相当程度発生する部分に主として用 。 以 下 「特定熱損失防止 0 建築材料」とい 判 断 の基準と

をするもの 該特定熱損失防止建 前項に規定する判断 とする。 築 材 の基準となるべき事項は、 料 に関する技術開 発の 将 来 当 0 該 見 特定熱損失防 通 L その 他 の事情 止 建築材料のうち を勘案し て定めるものとし、 前条に規定する性能が最も優れてい これらの 事 情の 変 、るも 動 に応じて必要な改定 Ō の当該 性 能 当

(性能の向上に関する勧告及び命令)

2

第 百五十 条 経済産業大臣は、 熱損失防止建築材料製造事業者等であつてその製造、 加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料の生産量又は

等に対し となるべき事項に照らして第百四十九条に規定する性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、 輸入量が政令で定める要件に該当するものが製造し、 その目標を示して、 その製造、 加工又は輸入に係る当該特定熱損失防止建築材料の当該性能の向上を図るべき旨の勧告をすることが 加工し、 又は輸入する特定熱損失防止建築材料につき、 当該熱損失防 前条第一項に規定する判断 止 建築材料製造事業者 の基準

できる。 経済産業大臣 は、 前項に規定する勧告を受けた熱損失防 止 建築材料製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、 その旨を公表することが

できる。

3 た場合において、 意見を聴い 経済産業大臣は、 て、 当該特定熱損失防止建築材料に係るエネルギー 当 ]該熱損 第一 項に規定する勧告を受けた熱損 失防止建築材料製造事業者等に対 失防 L 止 建築材料製造事業者等が、 その の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、 勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらな 審議会等で政令で定めるも カュ

第百五十二条 とする。 経 「済産業大臣は、 特定熱損失防止建築材料について、 特定熱損失防止建築材料ごとに、 次に掲げる事項を定め、 これを告示するも

(表示)

- より算定した数値をいう。 特定熱損失防 止建築材料の熱損失防止性能 以下同じ。 に関し (特定熱損失防止 熱損失防止建築材料製造事業者等が表示すべき事項 建築材料の熱の損失の防 (止のための性能として経済産業省令で定めるところに
- 表示の方法その他熱損失防止性能の 表示に 際し て熱損 失防止建築材料製造事業者等が遵守すべき事 項

(表示に関する勧告及び命令)

第百五十三条 定熱損失防止建 て熱損失防止性能に関する表示をしていないと認めるときは、 経済産業大臣 築材料につき、 は、 その告示されたところに従つて熱損失防止性能に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。 熱損失防止建築材料製造事業者等が特定熱損失防止建築材料につい 当該熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、その製造、 て前条の規定により告示されたところに従 加工又は輸入に係る特

- 2 できる。 経済産業大臣は、 前項に規定する勧告を受けた熱損失防止 建築材料製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、 その旨を公表することが
- 0 た場合において、 意見を聴いて、 経済産業大臣は、 当 当 「該特定 該熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、 第一 項に規定する勧告を受けた熱損失防 熱損失防止建築材料に係るエネルギー 止建築材料製造事業者等が、 その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、 正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつ 審議会等で政令で定めるもの

3